建設分野 特定技能外国人

受入れまでのフロー（時系列）

1 号特定技能外国人を受け入れる建設企業（受入企業）がすべきこと

受入前 在留資格の取得・就労開始まで

1

建設業法 第 3 条許可の取得

・申請先：地方整備局等 または 各都道府県

▼

2

JAC に加入（間接的または直接的）

・会員証明書を入手する

※ 建設特定技能受入計画の認定申請に必要

▼

3

建設キャリアアップシステム（CCUS）への登録

・窓口：（一財）建設業振興基金

・事業者登録＋技能者登録を行う

▼

4

特定技能雇用契約に係る重要事項説明

・外国人本人へ、契約前に労働条件等を説明する

▼

5

特定技能雇用契約の締結

・報酬は日本人と同等以上・月給制 など

▼

6

建設特定技能受入計画の認定申請

・オンライン申請（地方整備局等）／国交省 外国人就労管理システム

※ 在留期間満了日（または入国予定年月日）の半年前から申請可能

※ 審査は主たる営業所を管轄する地方整備局等が担当。地域により 3〜4 か月かかる場合あり

▼

7

1 号特定技能外国人支援計画の作成

・登録支援機関に委託することも可能

8

在留資格変更許可申請 または 在留資格認定証明書交付申請

・窓口またはオンライン申請（地方出入国在留管理局）

※ 変更許可申請：在留期間満了日の 2 か月前から

※ 認定証明書交付申請：入国予定年月日の 3 か月前から

受入後 就労開始したあとにすること

9

1 号特定技能外国人受入報告書の提出

・オンライン申請（地方整備局等）／外国人就労管理システム

※ 受入後より 1 か月以内に提出

10

受入れ後講習の受講

・実施：（一財）国際建設技能振興機構（FITS）

※ 受入れ後、おおむね 6 か月以内に受講

出典：一般社団法人 建設技能人材機構（JAC）「外国人受入れマニュアル 第 2 章 01. 受入れまでのフロー」
https://jac-skill.or.jp/howto/2-01.php

受入れスケジュール（最短の目安）

1 マス＝約 1 か月（前半は並走で約 2 か月／後半は認定 4 か月に在留を重ねる）

工程 ＼ 月	1	2	3	4	5	6	7	8
JAC 加入（会員証明書の取得）								
CCUS 登録（事業者＋技能者）								
雇用契約・重要事項説明								
受入計画の認定申請 → 認定						認定		
1 号特定技能外国人 支援計画の作成								
在留資格 変更／認定証明書 申請→交付						交付		
就労開始・受入報告・受入れ後講習								

凡例： ■前半（前提） JAC・CCUS　■認定 国交省の受入計画審査　■在留 入管（認定後に交付）

前半（JAC＋CCUS）は並走で約 2 か月。ここは受入計画の認定申請の前提なので、必ず先に完了させます。

後半は「受入計画の認定（3〜4 か月）」に「在留資格の申請」を重ねられますが、認定が出ないと在留は交付されません（認定証の写しが必要）。

最短で約 6 か月。雇用契約・支援計画の作成・書類準備・審査の遅れ等を見込むと、余裕をもって 7〜8 か月が現実的です。

※ 期間はいずれも目安です。地域・時期・書類の状況により前後します。

「うちの場合は、どこから？」を無料で整理します。

みらいリンク｜登録支援機関 26登-013598

初回相談 1時間無料 ／ 080-2156-4599 ／ info@ny-partners.jp

ny-partners.jp（「みらいリンク 外国人」で検索）

建設業バックオフィス12年 ／ 外国人支援8年
特定技能1号の支援・受入れ準備・多言語化・CCUS登録サポート

お問い合わせフォーム

出典：一般社団法人 建設技能人材機構（JAC）「外国人受入れマニュアル」／国土交通省「特定技能制度（建設分野）」
※本資料は2026年9月時点の公表情報をもとにした一般的な確認用資料です。個別案件では最新の法令・運用要領・各機関の案内をご確認ください。